

永代供養墓「玄題廟」使用規則

げんだいびょう

第一条（呼称）永代供養墓「玄題廟」と称する。

第二条（代表）「玄題廟」の管理者は見法寺住職である。

第三条（規定）「玄題廟」を使用するには、この規則の定めるところにより使用承諾を受けねばならない。

第四条（目的）「玄題廟」を使用するには火葬された人間のお骨、土葬によるお骨を埋葬、並びに近親者の墓石を安置する事を目的とし、それ以外に使用することはできない。

第五条（使用資格）「玄題廟」の使用は宗旨宗派を問わず、管理者の承諾を得たときに使用することができる。

第六条（使用承諾書の交付）

1、「玄題廟」を使用するには、使用申込書及び使用規則同意書・埋葬許可書・改葬許可申請書に住民表を添え、別に定める永代供養使用料を納付し、使用承諾書の交付を受けなければならない。

2、「玄題廟」の使用に関し、生前申込をする事ができる。申込については本人又は近親者のみに限り、近親者の場合は使用者との関係を明確にできる書類の提出が必要となる。

3、使用申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかに届け出ることとする。

第七条（永代供養）

1、「玄題廟」へお骨を供養する際は管理者が墓誌へ戒名、俗名、年齢、命日を刻銘する手続きを行う。お骨は第十三回忌において管理者によって合祀埋葬される。

2、「玄題廟」へ墓石を安置する際は使用者の負担によって移設を行う。管理者によって墓石の施設内移動を行う場合もある。

3、春・秋の彼岸、八月のお盆の際に日蓮宗の定める法要を管理者は行う。

4、回忌法要など個別の供養は使用者並びに近親者の負担とする。

5、「玄題廟」使用名義人などの死亡等により、追加継承者がいない場合、引き続き永代に渡り管理者が祭祀供養を継続することとする。

第八条（返還）

1、納付された永代使用料はその性格上原則として理由の如何によらず返還不可とする。

2、納骨された遺骨の返還は不可とする。

3、安置された墓石は使用者並びに近親者が返還を求める際は、管理者の許諾の上、使用者の負担によって返還が可能である。

第九条（資格の喪失）下記の各項に該当するときは「玄題廟」の使用権を取り消します。

1、使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。

2、使用者が使用場所を譲渡し、又は転貸したとき。

3、その他、本使用規則に違反したとき。

第十条（規定に定めない事項）前事項に定めない事項については、法律によるほか、その都度管理者が決める。

第十一条（規定の改正）「墓地埋葬に関する法律」等現行法規が改正された場合、本規則も改正されることもある。

付 則 本規則は令和2年5月1日より施行する。